

ガイド登録に関する Q&A

< 1 登録要件①～④について >

| 区分 | 質問 | 回答 |
|---------------------------|---|---|
| ② 安全にガイドできる知識と技術を有していること。 | 自然ガイド等に関する資格認定証等の写しを提出することされていますが、「自然ガイド等」とは具体的に何を指すのですか。 | 登録機関(大台ヶ原の利用に関する協議会)が、大台ヶ原において、利用者を安全にガイドできる知識と技術を習得できていると判断する資格です。例えば、公益社団法人日本山岳ガイド協会の自然ガイドステージ I 等が該当します。 |
| | 「自然ガイド等」について、具体的な資格名を公表 (HP への掲載) しているのでしょうか。 | この制度でいう資格は、他機関が認定等をするもので、その内容が変更される可能性もあり、その結果「自然ガイド等」に適合しなくなる可能性があります。よって、混乱を避けるため、現在は公表していません。 |
| | 自分が保有している資格について、登録要件に適合するのかわかるのですか。 | HP に示しているお問い合わせ先にご照会ください。その際は、お尋ねの資格に関する詳細 (資格の目的、取得のための要件等) についての資料を提出して頂く場合があります。 |
| | 外国の団体が付与した資格でも認められるのですか。 | 資格の内容により認められる場合があります。その際は、お尋ねの資格に関する詳細 (資格の目的、取得のための要件等) を日本語に訳したものを提出して頂く必要があります。 |
| | 過去3年以内のガイド実績には、 <u>無償</u> で行ったガイド実績を含めてよいのでしょうか。 | 有償か無償かは関係ありません。野外において、利用者を安全にガイドした実績であれば構いません。 |
| | 過去3年以内のガイド実績には、 <u>大台ヶ原以外</u> でのガイド実績を含めてよいのでしょうか。 | 大台ヶ原以外であっても、野外で利用者を安全にガイドした実績であれば構いません。 |
| | 過去3年以内のガイド実績とは、 <u>環境教育の実績</u> を含めてよいのでしょうか。 | 野外において、安全に実施した環境教育であれば含めて構いません。 |
| | 過去3年以内のガイド実績の3年 | 例えば、申請日が平成 29 年 8 月 1 |

| | | |
|---|---|---|
| | とは、いつからいつまでのことをいうのでしょうか。 | 日であれば、平成26年8月1日から平成29年7月31日までの期間で実施したガイド実績のことをいいます。 |
| | 資格を保有していません。その場合、推薦を受けると②の基準を満たしていると認められるのですか。 また、国若しくは地方公共団体とは、どの機関をいうのですか。 | 推薦を受けると②の基準を満たしていると認められます。 ・国の機関とは、近畿地方環境事務所、国土交通省近畿運輸局、林野庁近畿中国森林管理局です。 ・地方公共団体とは、奈良県（景観自然環境課）、三重県（農林水産部）、上北山村、川上村、大台町です。 |
| ③日赤の救急法基礎講習、消防等が行っている普通救命講習又はそれに準じる救命に関する受講経験があること。 | 自然ガイド資格を取得する際に、危険時対応技術講習を受講したが、それとは別に、受講しなければならないのですか。 | 過去3年以内に取得した資格であって、日赤の救急法基礎講習・消防等が行っている普通救命講習又はそれに準ずる救命に関するものであれば、別途救命講習を受講する必要ありません。ただし、それがわかる資料を提出していただきます。 |
| | 救命講習の過去3年以内の救命に関する受講経験の3年以内とは、いつからいつまでのことをいうのでしょうか。 | 例えば、申請日が平成29年8月1日であれば、平成26年8月1日から平成29年7月31日までの期間で受講したものをいいます。 |
| | 申請日には、救命講習を受講してないが、講習会開催日までには受講する予定です。この場合申請は認められますか。 | 申請日に基準を満たしていなければ、認められません。 |
| ④ガイド活動中における賠償責任保険に加入していること。 | 賠償責任保険について、申請日には加入しているが、登録が想定される日までには、契約が切れてしまいますが、その写しでもよいのでしょうか。 | 写しで構いません。 ただし、「ガイド共通ルール」の「登録要件の遵守」において、登録後も引き続き要件（保険の加入等）を満たしておくこととされているので、必ず継続して加入してください。 |
| | 賠償責任保険について、賠償額や保障内容の規定はありますか。 | 規定はありません。登録ガイドとして活動するにあたり、十分な保障内容としてください。 |

| | | |
|----------------------------|---|--|
| | ガイド共通ルールで、ガイドツアーの参加者に対し、傷害保険に加入されるとされています。利用者自身が加入していることや、ツアー会社等が加入させている事例が多いのですが、その場合はガイドとしてどうすればよいのですか。 | 利用者が傷害保険に加入していることを確認してください。加入している場合には、追加の作業は不要です。 |
| ⑤様式5に示す登録ガイドに関する情報を提供すること。 | 「登録ガイド情報」は申請の際には必要ないのですか。 | 申請の際には必要ありません。 登録要件①～④の申請が認められた後に、提出してください。登録講習会の通知と併せて具体的にお知らせする予定です。 |
| | 「登録ガイド情報」に自分が開設しているHPの紹介が可能ですか。 | ガイドご本人が開設しているものに限りリンクすることは可能です。 |
| | 「登録ガイド情報」に掲載している内容（連絡先、ガイド内容、料金等）を変えたいが可能ですか。 | 変更する内容と理由を記載した変更理由書（任意様式）を作成し、ご本人の登録証の写しとともに、事務局（上北山村観光協会）へ提出してください。 |
| ⑥協議会が実施する登録講習会を受講していること。 | 登録の講習会はいつ、どこで開催されるのですか。 | 平成29年は8月（1回）に上北山村での開催を予定しています。詳細はHP等で確認してください。 また、平成30年度に登録する方を対象に、30年2及び3月（各1回）に開催する予定です。 |
| | 講習会を欠席したり、一部の講習を受講できない場合はどうなるでしょうか。 | 講習会の欠席、途中での退席、遅刻があった場合は、受講を修了したことにはならず、登録できません。 なお、平成30年以降は、毎年2回（2、3月）に開催することを予定しており、いずれかに参加いただければ結構です。 |
| | ガイド登録はしないが、講習会のみ参加することは可能ですか。 | 登録の申請を行い受講の通知を受け取った方以外は受講できません。 |
| | 登録講習会の受講料は有料ですか。 | 受講料は原則無料ですが、受講のために必要な物品等が発生する場合は |

| | | |
|--|--|-------------------|
| | | 実費を負担して頂くことがあります。 |
|--|--|-------------------|

< 2 その他 >

| 質問 | 回答 |
|--|---|
| <p>申請書の入手方法を教えてください。</p> | <p>HPからダウンロードしてください。 また、事務局（上北山村観光協会 ※ 上北山村地域振興課内）の窓口でも配布していますが、郵送は行っていません。</p> |
| <p>申請書の提出方法を教えてください。</p> | <p>提出期日までに事務局に郵送若しくは持参してください。なお、個人情報保護の観点から<u>メールによる受付は行っておりません。</u></p> |
| <p>登録料はいくらで、いつ支払えばよいのですか。</p> | <p>登録料は8,000円/3年間です。 支払時期は登録講習会の受講後で、詳細は講習会の案内時に併せてお知らせします。</p> |
| <p>登録期間中に登録ガイドとして活動をやめる場合はどうすればよいのですか。また、登録料は返金してもらえますか。</p> | <p>協議会会長に、その旨を届出てください。様式は任意で構いません。また、登録証書を返納してください。 登録期間中であっても登録料は返金できません。</p> |
| <p>大杉谷をガイドコースに含めてもよいですか。</p> | <p>大台ヶ原登録ガイドとしてはできません。あくまで大台ヶ原のみです。</p> |

